

シャローム おおみや

第46号

発行…埼玉県社会保険労務士会 大宮支部 広報部 発行日…2021年1月1日
ホームページアドレス <http://www.sr-omiya.net>

ハラスメント防止法研修会を開催

2020年10月14日

(関連記事：5～6頁)



令和2年度 第3回定例会

コロナ禍での「検温所」



弁護士・坂東利国先生による
「ハラスメント防止法研修」



6 外部からのハラスメントへの対応-カスハラ

カスタマーハラスメント

- 取引先等の他の事業主が雇用する労働者または他の事業主（またはその役員）からのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為により、当該労働者の就業環境が害されること

- 暴力、暴言、破壊行為
- 著しく不当な要求：土下座要求、返品・値引きの強要、クレームで長時間拘束する等
- わいせつ行為（セクハラ）、ストーカー的行為



➤ 現状は、(1)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備と(2)被害者への配慮のための取組を行うことが「望ましい」とされるにとどまる

➤ 炎上事例があるので注意が必要

「新年のご挨拶」



支部長 水出 祐子

新年あけましておめでとうございます。大宮支部会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、支部事業の中止や変更を余儀なくされ、皆様にはご迷惑をおかけいたしました。そのような中、会員の皆様はじめ行政機関及び関係団体の皆様から変わらぬご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、去年は働き方改革を主眼に置き、事業を進めていこうとしていた矢先に、新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、私たち社会保険労務士（以下「社労士」という。）の業務も、大きな影響を受けました。特に年度の前半は雇用調整助成金や諸法令の特別

措置への対応支援にご協力いただきまして、ありがとうございました。

新型コロナの影響で、社会の価値観も様々に変化しております。我々社労士に対する企業のニーズも高まっており、社会の変化に対応した働き方改革に取り組んでいかなければなりません。

支部におきまして、新型コロナの感染防止策を講じながら、研修等の支部活動を進めてまいります。また、WEBでの研修も検討していこうと思っております。

去年は厚生事業がほぼ中止となり、会員の皆様との懇親を深める機会がありませんでした。早く新型コロナが収束し、皆様と懇親できることを願っております。

結びにあたり、本年も皆様にとりまして素晴らしい年となりますようご祈念申し上げますと共に、大宮支部に対し、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

「新年のご挨拶」



さいたま労働基準監督署
署長 松本桂一郎

新年あけましておめでとうございます。皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

水出支部長様をはじめ、埼玉県社会保険労務士会大宮支部会員の皆様には、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染防止、各種救済措置へご対応いただきありがとうございます。引き続き、顧問先企業へのご指導等ご協力をお願い申し上げます。

さて、去年、「働き方改革関連法」に関し、中小

企業に時間外労働の上限規制が適用され、行政では年次有給休暇の取得の義務化、長時間労働者に対する面接指導等の強化などに併せ、その周知と定着を図っております。また、労災補償においても、精神障害の労災認定基準の改正や複数事業労働者への労災保険給付について改正があったところです。

労働災害については、去年も死傷災害の増加傾向が続いており、「埼玉第13次労働災害防止計画」の目標を達成するためには、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組、第三次産業対策、転倒災害防止対策などに、より一層取り組む必要があります。

このように様々な課題に行政のみで対応することは困難であり、貴支部会員の皆様の一層のご支援とご協力を賜りたく心よりお願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々のご発展と会員の皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

「新年のご挨拶」



大宮公共職業安定所

所 長 進藤 容子

新年あけましておめでとうございます。

埼玉県社会保険労務士会大宮支部の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

貴支部におかれましては、水出支部長様をはじめ会員の皆様には、日頃から当所の業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、当所では、新型コロナウイルス感染症の影響による、事業主の皆様の雇用維持への努力を強力に支援するため、雇用調整助成金の業務体制を拡充して、迅速に給付を行ってまいりました。

さて、最近の雇用情勢ですが、令和2年10月の有効求人倍率は、全国で1.04倍、埼玉県内で0.96倍

(埼玉県内を就業地とする求人数を用いて算出)となっており、厳しさが見られます。そのため、求人の確保ときめ細やかな求職者支援が急務であり、助成金業務と並行して、当所では、積極的な就職支援対策を推進しております。

今回の新型コロナウイルス感染症は、社会経済に大きな影響を及ぼしておりますが、このような状況において、雇用を維持し雇用の安定を図るという職業安定行政の果たすべき役割はますます重要になると考えております。

社会保険労務士の皆様におかれましては、私共ハローワークと企業の皆様との良き橋渡し役として、一層のお力添え、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



「新年のご挨拶」



大宮年金事務所

所 長 佐藤 幸夫

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、水出支部長様をはじめ、大宮支部会員の皆様には、平素から年金事業の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年のご承知のとおり、新型コロナウイルスが発生し、これまでに経験したことのない事態に見舞われました。会員の皆様におかれましても大変なご苦勞があったことと思います。

当事務所におきましても、交代制による勤務シフトの実施、飛沫防止用のアクリル板の設置や所内の

定期的な消毒の実施等、様々な感染予防対策に追われた年でもありました。

また、事業においては、来所される方以外は出来る限り対面での業務を避けるということから、事業所等への訪問が見送られ、特に事業所調査におきましては関係書類をコピーのうえ郵送していただくなど、大変ご迷惑をおかけいたしました。

一方、当機構におきましては、これを契機に令和2年度の事業運営方針の見直しを行い、電子申請の利用促進についての取り組みを更に強化し、新たなオンラインビジネスモデルの実現に向けて努力しているところです。今後も皆様方との連携を密にし、年金事業を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、埼玉県社会保険労務士会大宮支部並びに会員の皆様の、ご多幸と益々のご発展を心から祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

「本年もよろしく願いいたします」



埼玉県社会保険労務士会
会 長 石倉 正仁

埼玉県社会保険労務士会
大宮支部会員の皆様方におかれましては、ご健勝で輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は、埼玉県社会保険労務士会に対しまして、絶大なるご支援ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会務の運営も難しい中、水出支部長を中心に役員相互のご努力により、無事に新年を迎えることができたことと存じます。会員の皆様におかれましては、引き続き、大宮支部の運営に関しまして、格別のご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

昨年は、コロナ禍における雇用調整助成金等の対応に関して、「社労士」は対応が悪いといった主旨の活字や発言が新聞紙上や国会での討論の場で、さらにはテレビ番組の日曜討論の場においても飛び交いました。会員一人が発した言葉が、あたかも全体の対応であるような印象を与える報道となってしま

いました。しかし、実態はそのようなことはあり得ず、その真実を伝えるために、私は自民党の雇用問題調査会に出向き、社労士としての矜持について、熱く伝えて来ました。つまり、我が国において、社労士という資格が、それだけ社会に必要とされる資格となっているという現実を認識すべきなのです。また、埼玉会内部に関しては、5回にわたる会長緊急声明を発し、会員個々人の対応や、会務の方針、事務局運営の方針を発信してまいりました。新型コロナウイルスの収束が見えない中、ハイブリット型のウェビナー研修をはじめ、今後もwithコロナ時代の会務運営を構築し推進してまいります。

これらの状況を踏まえ、皆さんに伝えたいことは、国難とも言えるこの状況の中において「士業の魂を震わせ、全ての人の笑顔を作るという使命を忘れずに」社労士業務を遂行してまいりましょう。それこそが「誇り高き社労士の時代」を創るということであるということなのであります。

結びにあたりまして、大宮支部会員の皆様におかれましては、昨年と同様、埼玉県社会保険労務士会に対しまして、ご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げますとともに皆様のご健勝ご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和2年秋の褒章において 大宮支部会員の石倉正仁先生(埼玉会会長・全社連副会長)が 労働・社会保険振興功績により藍綬褒章を受章されました！

※藍綬褒章は、会社経営、各種団体での活動を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方に授与されます。



《石倉正仁会長 社労士会における略歴》

昭和62年12月1日社会保険労務士 登録

昭和62年12月1日開業

平成13年6月 埼玉県社会保険労務士会 理事就任 10期目

平成19年4月 埼玉県社会保険労務士会 大宮支部長就任 2期

平成21年6月 埼玉県社会保険労務士会 副会長就任 2期

平成23年6月 全国社会保険労務士会連合会 理事就任 1期

平成25年6月 埼玉県社会保険労務士会 会長就任 4期目

平成25年6月 全国社会保険労務士会連合会常任理事就任 2期

平成27年6月 全国社会保険労務士会連合会副会長就任 2期目

○公職関係

平成27年1月 厚生労働省 社会保障審議会 臨時委員就任
現在に至る

平成27年7月 経済産業省 中小企業政策審議会 委員就任
現在に至る

令和2年10月 厚生労働省 社会保障に係る資格における
マイナンバー制度利活用に関する検討会
委員就任 現在に至る

○他団体関係

平成29年 日本医師会「医師の働き方検討委員会」委員
現在に至る

支部対抗ゴルフ大会開催報告

令和2年10月22日(木)、「おおむらさきゴルフ倶楽部」において、令和2年度支部対抗ゴルフ大会が開催されました。新型コロナウイルスの影響により、既に支部対抗ソフトボール大会・支部対抗ボウリング大会・ハイキングの中止が決定し、今年度唯一開催の県会主催厚生行事となりました。

当日は、スタート時刻の前あたりから冷たい雨が降り始めて先行きが心配されましたが、その雨もすぐに止み、その後は絶好のゴルフ日和となりました。

各自集合、プレー終了後は各自解散と、例年とは違う形式での開催となり、大会終了後の成績発表・パーティーは行われませんでした。プレーのみでなく、他支部の先生方との久しぶりの交流等、参加された皆様には楽しんでいただけたと思っております。

大宮支部からは13名の先生方にご参加いただきました。参加された先生方、お疲れさまでした。

結果ですが、団体戦は去年に引き続き第4位！ 第3位の所沢支部に8打差と、とても惜しい結果でした。個人戦では、女性の第3位に荒祐子先生、第4位に山口恵美子先生、男性第5位に根津盛紀先生が入賞されました。入賞された先生方、おめでとうございます！

今後、新型コロナウイルスの感染状況がどのようになるかはわかりませんが、今大会では参加された会員の先生方に高い意識をもってのご対応、ご協力をいただいたおかげで、特に何の問題もなく無事大会を終えることができました。来年度もゴルフ大会は開催されると思いますので、多くの先生方のご参加、どうぞよろしくお願いいたします。

(厚生部部長 及川浩一郎 記)



実際には、13名が参加しました。



ニアピン賞 坂先生



ニアピン賞 根津先生
(大宮支部で第1位)

令和2年度第3回定例会、研修会を開催しました



令和2年10月14日(水)13時00分～16時30分、大宮ソニックシティ国際会議室において、令和2年度第3回定例会、および研修会が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策により、当初予定されていた「公開研修会」ではなく、大宮支部会員のみを対象とし、受付前には消毒液を置いて「検温所」を設けるなど、例年とは違った研修会となりました。

ソーシャルディスタンスを保ったうえでの入場可能人数いっぱいの105名の支部会員が参加されました。

研修会の内容は、令和2年6月に「ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務」が法制化されたことを受け、弁護士の坂東利国先生をお招きして「ハラスメント防止法研修～職場におけるハラスメント問題に対する事業者の雇用管理上の措置義務への対応～」と題し、講義を行っていただきました。

講義の内容は、次頁に掲載いたします。



ハラスメント防止法研修

～職場におけるハラスメント問題に対する
事業者の雇用管理上の措置義務への対応～

東京エクセル法律事務所

弁護士 坂東 利国 先生

I. ハラスメントに関する法令の定めと事業主の義務

①雇用管理上の措置義務として、男女雇用機会均等法 11 条・11 条の 2、育児・介護休業法 25 条に定めあり（セクハラ措置指針、マタハラ措置指針、育介指針）。

2020 年 6 月 1 日から、労働施策総合推進法の改正により、30 条の 2 にパワハラに起因する問題に関して雇用管理上必要な措置を講ずべき義務が規定された（中小企業は 2022 年 3 月 31 日まで努力義務）。

②裁判例が言及する事業主の法的な義務として、安全配慮義務、職場環境維持義務は中小企業も同じ。ハラスメントと類似の言動（グレーゾーン）を放置せず、良好な職場環境を維持するよう配慮しなければならない。

II. 事業主に意識してほしいハラスメント対策の必要性

①人権侵害、不法行為といえる言動は、就業環境を害し、労働者の就業に看過できない程度の支障が生じる。

②ブラック（違法・不法）なハラスメントは、人的損失、企業評価の低下、紛争など法的リスクを負う。

③行為者にハラスメントの意図がなく、違法性も断定できない「グレーゾーン」を放置すると、ブラックなハラスメントに発展しかねない。受け手がメンタル不調に陥ったり、優秀な人材の流出につながったりする。

④国際的には、ILO でハラスメント禁止条約が 2019 年 6 月に採択。LGBT への対応も進んでいる。

III. ハラスメントの意味と問題になりやすい論点

①パワハラの定義は、1) 優越的な関係を背景に、2) 業務上必要かつ相当な範囲を超えて、3) その雇用される労働者の就業環境が害されること。1) 身体的な攻撃、2) 精神的な攻撃、3) 人間関係からの切り離し、4) 過大な要求、5) 過少な要求、6) 個の侵害、の 6 類型がある。

②従業員からの相談は、「パワハラ」と「メンタルヘルス」が 2 トップ。

③セクハラは、1) 職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者が労働条件に不利益を受け、または 2) 就業環境が害されること。「対価型」と「環境型」がある。

④固定的な性差概念に基づく「ジェンダーハラスメント」も、放置するとセクハラになる。

⑤女性労働者が妊娠・出産したことや、産休等の利用に関するハラスメントに対しては「マタハラ指針」、男女労働者が育児・介護休業法による制度または措置の利用に関するマタハラ・パタハラ・ケアハラに対しては「育介指針」に定められている。

⑥マタハラ・パタハラ・ケアハラには、「制度等の利用への嫌がらせ型」と「状態への嫌がらせ型」の 2 類型がある。

⑦パワハラ、セクハラ、マタハラ・パタハラ・ケアハラ以外の人格攻撃などの「モラハラ」はグレーゾーンが多く、パワハラより違法性のハードルが高い。

IV. ハラスメントの法的責任

①行為者には刑事責任と、民事上の損害賠償責任が発生する。

②雇用主も民事上の使用者責任を負う。業務外・勤務時間外の懇親会や宴会等でも使用者責任が認められる。

V. 雇用管理上の措置

①事業主の方針の明確化と周知・啓発、従業員教育が必要。

②相談窓口を設置し、担当者は真摯な態度で相談者の話を傾聴し、かつ中立的な姿勢で対応する。プライバシー保護を最優先に、再発防止のため継続的なフォローアップをする。

相談員をご利用ください

埼玉県会では、各支部に相談員を置き、社労士としての公共的使命と職責の重要性から、その本分に反する事のないよう、会員の業務上の悩みや相談に応じ、指導助言に当たることとしています。

大宮支部では、副支部長の3名が相談員を担当しています。一人で悩まず、気軽に相談してください。

原島 好朗 メール mb270134-8632@tbu.t-com.ne.jp

山口恵美子 メール yama-408@tbn.t-com.ne.jp

荒川 大輔 電話 048-721-1457

新入会員紹介

開 業

三谷 宏彰 2020年6月1日
MTS 社会保険労務士事務所

前田 三香 2020年8月1日
前田労務管理法務事務所

飯島 美樹 2020年8月1日
リアン社労士事務所

小山 和男 2020年9月1日
社会保険労務士おやま事務所

関根信太郎 2020年10月1日
エスサン社会保険労務士事務所

柏谷 圭祐 2020年10月1日
柏谷社会保険労務士事務所

武田 高弘 2020年10月1日
武田事務所

勤 務 等

村上 一彦 2020年4月1日

永井 紀明 2020年5月1日

青木 匠 2020年6月1日

川口 元宏 2020年6月1日

菅沼 完一 2020年8月1日

須長 保光 2020年9月1日

横井 幸治 2020年10月1日

篠 高志 2020年10月1日

法 人 社 員

原田 淳也 2020年4月1日
社会保険労務士法人
西村社会保険労務士事務所北関東支社

渋谷 歩 2020年8月11日
社会保険労務士法人ティーダ・ステップ

※開業、勤務等、法人社員間の異動も含みます。

行事予定

1月

14日 埼玉県会 労働局長感謝状贈呈式
19日 大宮支部 新春講演会

2月

17日 定例会

3月

17日 定例会

5月

7日 大宮支部通常総会

※開催時期等は諸事情により変更する場合があります。

* 新着情報満載 *

大宮支部HPをご利用ください。

ホームページ <http://www.sr-omiya.net>

本号に関する感想、意見等は支部宛にメールでお寄せください。
次号の参考にいたします。

大宮支部 E-mail: info@sr-omiya.net

同好会紹介

ボウリング同好会

メンタルが重視されるスポーツの一つともいわれていますが、その一方で比較的手軽にできるスポーツでもあります。

ボウリング同好会では、仲間との親睦を深めることと、日頃のストレスを少しでも発散することを目的としております。

随時、仲間を募集しております。



ソフトボール同好会

当同好会は、毎年開催される、埼玉県会主催の支部対抗大会での勝利を目標に活動しております。練習のみならず、決起大会等の飲み会、他支部との交流試合も行い、親睦を深めております。運動不足の解消、ストレス発散もできます。

応援をしてくださる方を含め、皆様のご参加を心よりお待ちしております。



ゴルフ同好会

ゴルフ同好会は、多いときで年6回コンペに参加します。

春と秋の支部コンペ、県会の支部対抗コンペ、弁護士・税理士・社労士の三士業の友好コンペです。各自、時間を見つけてレベルアップを図っています。

お客様とのコミュニケーションツールとしてもゴルフは有効です。

仕事と健康のため、多くの方の参加をお待ちしています。



旅行ハイキング倶楽部

当同好会は、東京下町散歩、花見、旅行等を実施いたしております。行事では先輩・後輩等の垣根なくいろいろな方と仲間になれます。ぜひ、お気軽にご参加ください。



同好会への加入申込み及び問い合わせは「大宮支部事務所」へ

編集後記

新型コロナウイルス感染症対策により様々な厚生事業が中止になり、『シャロームおおみや第46号』に載せることができたのは、唯一開催された支部対抗ゴルフ大会だけとなってしまいました。前回同様、誌面構成には苦労しましたが、弁護士・坂東利国先生のハラスメント防止法研修を載せることにより、中身のある広報誌になったと思います。

これからも会員への情報提供のため、力強く発信していきたいと考えております。

(R.S)

ひと宮

新年を迎えましたが、引き続きソーシャルディスタンス（社会的距離）に留意していくこととなります。新型コロナウイルスは、症状が出ていなくてもウイルスを保有している無症候の方がいることから、一定の距離をとることが求められます。

当事務所においても、ご相談等で来所いただく際は、互いにマスクを付け、はす向かいに座っていただいております。

当初は、はす向かいで相談を受けることに違和感がありましたが、今ではだいぶ慣れてきました。相談者の方も安心されているようです。

換気のため窓を開けていますが、これからは更に寒くなってくるので、風邪をひかないよう注意していきたいと思っています。

(I.S)